

## 1. 対象部材

キッチン用浄水器専用水栓

略称：CjK 水栓

対象部材の代表例を図1、2、3に示す。

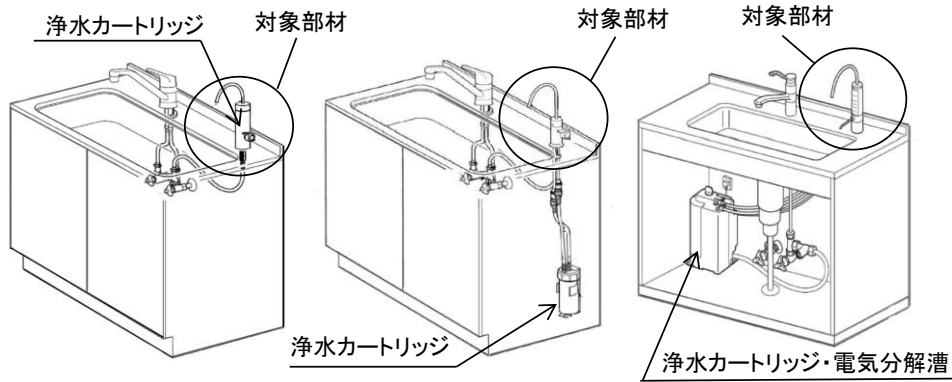


図1 -カウンターオン型

図2 -アンダーシンク型

図3 -電気分解型

## 2. 標準(共通)化の部位

標準(共通)化の部位を図4、図5に示す。

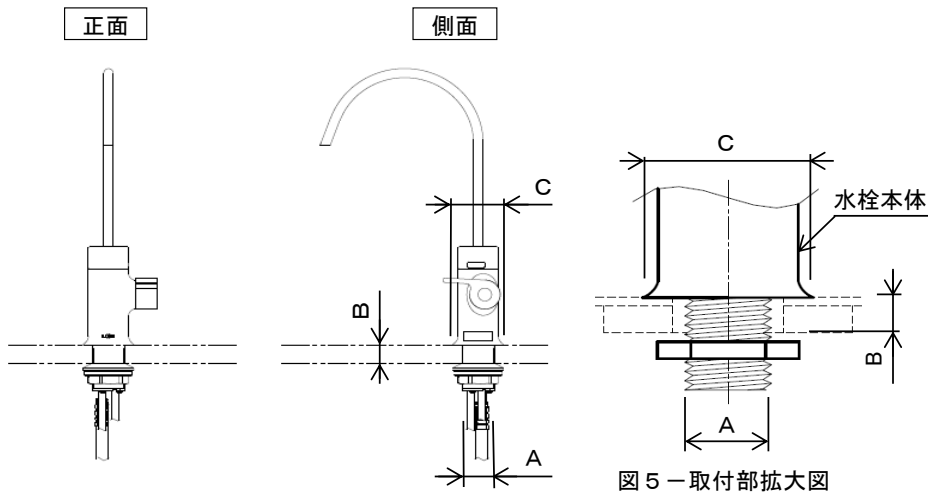


図5 -取付部拡大図  
(裏面固定がナット式の場合)

- A : 取付部を貫通する部分の寸法
- B : 取付可能な厚み(最低限対応可能な範囲)
- C : 水栓本体取付部の寸法(直径)

図4 -標準(共通)化の部位

### 3. 寸法・形状

図4、5の各部位の寸法を表1に示す。

表1－各部位の寸法

単位：mm

項目	寸法			
	①	②	③	④
A：取付部を貫通する部分の寸法	< 25	< 29	< 33	< 35
B：取付可能な厚み (最低限対応可能な範囲)	$6 \leq B \leq 25$			
C：水栓本体取付部の寸法(直径)	$\geq \Phi 42$			

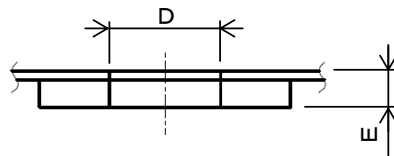
### 4. 表示方法

部材・印刷物・電子媒体などに、長期使用対応部材であることを表示する。  
または、“CjK”マークを表示する。

### 5. 特記事項

#### 5.1 関連部材の具備すべき条件

- ・ 給水用止水栓はシンク用キャビネット内に設置されていること。
- ・ 取付部の具備すべき条件を図6及び表2に示す。



D：取付穴径  
E：取付部の厚み

図6－取付部断面

表2－取付部の具備すべき条件

単位：mm

項目	寸法			
	①	②	③	④
D：取付穴径	$25 \leq D \leq 27$	$29 \leq D \leq 30$	$33 \leq D \leq 35$	$35 \leq D \leq 37$
E：取付部の厚み	$6 \leq E \leq 25$			

注記 D寸法は表2に記載のいずれかの基準範囲を包含すること。

#### 5.2 対象の範囲

浄水器専用水栓を対象とし、浄水原水兼用水栓はキッチン用湯水混合水栓(台付シングル)基準書に含まれるため対象としない。

#### 5.3 運用上の注意

- ・ 表1のB寸法は最低限対応可能な範囲であり、基準を超える範囲に対応可能なものは適合とする。
- ・ 一般地用と寒冷地用の区別はしない。
- ・ 水栓本体固定方法(ナット式、上面施工式、馬蹄式など)は規定しない。

## 6. 解説

### 6.1 対象部材について

- ・ 図1のカウンターオン型とは、浄水カートリッジが水栓本体部に組み込まれている水栓のことをいう。
- ・ 図2のアンダーシンク型とは、浄水カートリッジがシンク用キャビネット内に設置されている水栓のことをいう。
- ・ 図3の電気分解型とは、水を電気分解しアルカリイオン水／酸性イオン水／浄水をつくるタイプや還元水素水／弱酸性水／浄水をつくるタイプの水栓のことをいう。

### 6.2 非対象部材について

- ・ 浄水原水兼用水栓とは、吐水切替により浄水と原水のどちらも吐水できる水栓であり、代表例を図7、8に示す。
- ・ 図7のスパウトイン型とは、浄水カートリッジが水栓のスパウト部に組み込まれている水栓のことをいう。
- ・ 図8のアンダーシンク型とは、浄水カートリッジがシンク用キャビネット内に設置されている水栓のことをいう。

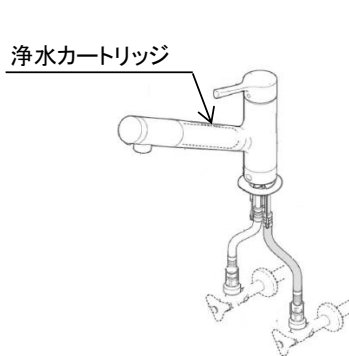


図7－スパウトイン型

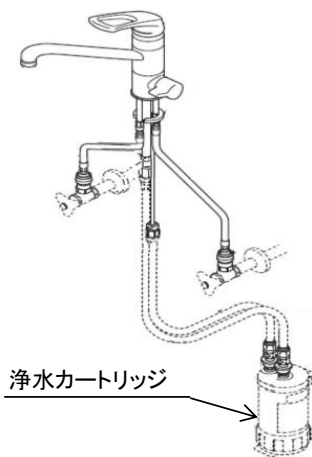


図8－アンダーシンク型

### 6.3 給水用止水栓の位置

給水用止水栓の位置は、給水用止水栓がシンク用キャビネット内に設置されていれば交換時現場対応が可能のため標準化は行わない。

### 6.4 A寸法、D寸法の設定

本基準設定時の(一社)日本バルブ工業会加盟各社の指定寸法を考慮し、A寸法及びD寸法を複数の基準とする。

## 7. 共通事項

### 7.1 寸法について

寸法は基準値を示し、公差・許容差を表すものではない。

### 7.2 交換について

交換については、専門知識を有する者が行うことを推奨する。

注記) 専門知識を有する者とは：専門的知識、技術、経験を有する者である。